

平成 18 年 5 月 23 日 記者会見 説明内容（東京）

発表内容：平成 17 年度 決算について

日 時：平成 18 年 5 月 23 日（火）16 時 30 分～17 時 15 分

場 所：日銀金融記者クラブ（東京）

発表者：細谷会長、東執行役、池田執行役

（以下、平成 17 年度決算 発表時説明資料にもとづく説明要旨となります。）

**P1. 平成 17 年度決算時のハイライト**

決算ハイライトは 5 点だけお話をさせていただきます。

まず 1 点目は、連結純利益は 3,832 億円ということで、後ほどみていただきますが、HD 連結で増収増益ということでございます。2 点目は合算の剰余金が 7,568 億円という水準を確保できたということです。3 点目に、強みを活かすビジネス分野は引き続き堅調であったということです。それから 4 点目は、すでに、4 月末の記者会見で発表させていただきましたように普通株の配当を 1 株 1,000 円にするということで、旧行ベースでは、12 年 9 月中間配当以来の復配ということでございます。15 年 6 月に公的資金を頂いたことによりまして、ここまで回復できたということで、りそなグループを代表いたしまして改めて国民の皆さまに御礼を申し上げます。それから 5 点目については、後ほど、公的資金返済本格化への 1 年ということで別途資料にて補足させていただきたいと思っております。

**P2. 平成 18 年 3 月期の損益等の概要**

損益等でございますが、まずはトップラインの数字をご覧いただきたいと思っております。傘下銀行単体合算では 17 年 3 月比マイナスとなっております。これは優先出資証券の配当を 17 年 3 月期には見送り、グループ内に還流したという特殊要因で減収となっておりますが、HD 連結の粗利益では 55 億円の増収となっております。それからボトムラインの税引後当期純利益は HD 連結で 176 億円の増益ということでございます。傘下銀行単体合算についても 44 億円の増益ということでございます。

粗利益に占める役務等取引利益の割合も、23.6%という比率となり着実に上昇しているということでございます。

連結の営業経費につきましても、これまでのコストダウンが着実に実っております。18 年 3 月期からの新たに発生したコストダウンについては、営業力強化に資金を使っております、ほぼ横ばいになっているということでございます。

**P3. 単体合算利益剰余金の状況**

単純合算の剰余金は、この 18 年 3 月期で 7,568 億円ということで平成 21 年に一斉転換期日を迎える優先株式 7,080 億円の水準を超えたということでございますし、19 年 3 月期には 1 兆 100 億円のレベルまでくるということで、早期健全化法の優先株式 8,680 億円の

水準を超える見通しになったということでございます。

#### P4．自己資本比率等の状況

HD 連結自己資本比率は、9.97% になりました。リスクアセットも増えたということで、若干 17 年 9 月期より減少しております。Tier 1 比率が 5.95% ということでございます。なお繰延税金資産が 35 億円ということで、0.24% と Tier 1 比率が極めて低い水準でございます。

先月の記者会見でもコメントさせていただきましたが、収益の不確実性についてはほぼ解消したわけでありましたが、いわゆる税務上の所得については漸く黒字になったということでもありますので保守的なスタンスから、今回、繰延税金資産の見直しは見送りいたしまして、18 年度の課題とさせていただきたいということで、18 年度に監査法人と公式に繰延税金資産の 1 年という保守的計上についての見直しを議論したいと考えております。

#### P5．貸出金の状況

お陰さまで、昨年 3 月期に対しまして 8,900 億円増加をいたしました。2 年前の水準まで漸くりそなグループの営業力も回復したということでないかと思えます。なおオーバーバンキングの厳しい時代でもあり、残念ながら利鞘につきましては、0.10% 強減少しているということで、利鞘の改善が今年度以降の課題ということでございます。

#### P5．開示不良債権・与信費用等の状況

不良債権比率でございますが、2.56% ということでございます。今年度は 2% 台の前半の水準までを目標として更に不良債権の処理を進めていきたいと思えます。

#### P6．強みを活かすビジネス分野の状況

いわゆる、りそなの強みのビジネス分野でございますが、他行との比較等の分析ができていませんので、りそなグループの実力を何とも評価しがたいものではございますが、強みである住宅ローンについても引き続き年間実行ベースで、1.8 兆円を確保しておりますし、個人向け投資商品等の販売も着実に右肩上がり実績を積み上げているということでございます。

不動産業務の収益についても 100 億円を超え、一つのビジネスの柱に育ってきたということでございます。

#### P7．平成 19 年 3 月期の業績予想

与信費用総額欄にありますように、着実に巡航速度化しておりますので、引当金の戻り等が、この 3 月期ほど期待できないということで、最終利益としては、HD 連結あるいは銀行合算で 3,000 億円という目標を掲げさせていただいております。後ほどご説明します公

的資金の返済枠2,500億円と、新たに剰余金を積み立てるものと、ほぼオフセットされるということで自己資本比率は、ほぼ10%程度位という見込みを立てております。

なお、19年3月期の普通配当予想につきましては、引き続き1,000円ということで、まだまだりそなグループとしては公的資金返済が最優先課題ありますので、公的資金返済との調和ということで1,000円の配当ということにさせていただきたいと思っております。

#### 公的資金返済に向けた基本方針について

今回の株主総会では、公的資金返済を睨んだ案件をお諮りいたしますので、改めて基本方針を確認しておくということでございます。

- (1) 返済原資を可能な限り早期に確保すること
- (2) 適切な自己資本比率を維持すること
- (3) 普通株式の希薄化を可能な限り回避すること、

この3つの柱のもとで今後、公的資金返済のシナリオを展開していきたいということでございます。

具体的な返済といたしましては、1つは優先株式でございまして、公的資金2兆9千億円の中で2兆5千億円強を占めております。

利益剰余金および今後市場で発行する優先株式等の資金を原資として、買入消却を行うということを基本方針にするということで、後ほど、今回の総会議案等について、あるいは買入償却の枠組についてコメントしたいと思っております。

それから劣後ローンについては、コールの期間がまだ先ではありますが、全額返済することを基本方針としております。

普通株式につきましては、マーケットの状況等とさまざまな要因を考えなければなりませんので、今後、総会が終わりましたら、関係当局と協議をしたいということでありますが、経営トップとしては、今年度中には是非スタートさせて頂きたいということで協議をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、メガバンクが公的資金を完済するという局面に入ったわけがありますので、りそなグループでも可能な限り早期に公的資金の返済を進めていきたいということでございます。

#### 自己株式取得枠設定に関するお知らせ

今回、公的資金返済のために、自己株式の取得枠を設定したいということで、取得内容については、総額2,500億円を上限に自己株式として取得するための枠を設定するというであります。具体的に、どの種類から、あるいはどういう時期かということについては総会決議のあと、関係当局とご相談させていただきたいと思っておりますので、乙種以下4種類とも上限を2,500億円という形で枠取りをさせていただいております。具体的な内容については、総会決議後、関係当局と協議させていただきたいと思っております。

## 定款一部変更に関するお知らせ

他の銀行と同様に、今回、新たな会社法に基づく変更等も入っておりますが、この中に公的資金返済に関する新たな枠取りの定款改正等が盛り込まれておりますので、ポイントをコメントさせて頂きたいと思っております。

まず会社法の施行に伴う変更につきましては、株主総会の参考書類等における記載事項の一部につきまして、インターネットで開示をすることができるよう規定を新設するということと、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能とする規定を新設するということとあります。

それから、当社グループの資本政策、いわゆる公的資金の返済等に関わるものにつきましては、剰余金の配当、自己株式の取得等を決定する機関を取締役会とする旨規定いたします。自己株式の取得、いわゆる特定の株主を相手としない場合については、取締役会において決定できるような規定を設けて、機動的に今後、返済ができるように定款改正をさせていただきます。

財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、新規優先株式授権枠を追加設定するということです。ただ、それぞれの条件、あるいはその時のマーケットの状況で、発行の種類が変わって参りますので、定款の中身を見ていただきますと非常に複雑な表現になっておりますが、新規優先株の種類を6種類枠取りをさせていただいております。第4種から8種までが、いわゆる社債型で、普通株式への転換権は付与されていないものでございます。第9種が転換型で1種類、枠取りをしてございます。ただし、普通株式への転換権は付与されますが、発行者にも払込金額相当額は金銭で、払込金額を上回る部分は普通株式で償還するという極めて抑制的な転換などを検討しており、株式の希薄化を出来る限り回避したいという形での転換型の枠取りをしております。

基本的な調達は社債型で行ってまいります。既に転換型についても証券会社から提案がありますので、本当に条件が良く、マーケットと対話をして、マーケットからも支持されるようなものであれば、この転換型の発行も検討するという事で、あくまでも枠取りだということをご理解いただきたいと思います。

なお発行の枠取りでありますから、それぞれの発行の種類株式数は10万株ずつ、一株当たりの払込金額の上限は350万円ということで、単純に掛け合わせますと、3,500億円ずつ6種類発行できる枠取りをさせていただいておりますが、あくまでも上限の枠取りだということをご理解賜りたいと思っております。

また、会計監査人の責任免除規定の新設は見送ります。銀行という信用を基本とするビジネスにおいては、厳格な監査が求められるということで会計監査人の責任免除の規定は新設しないということとさせていただきます。

## 会計監査人の異動に関するお知らせ

ご承知の通り、私が会長に就任したときに、厳格なデューデリジェンスをしていただくということで監査法人トーマツにデューデリジェンスを依頼いたしました。したがって1年後から、トーマツと新日本監査法人で共同監査ということで2年間や

ってまいりました。

今回、新日本監査法人より任期満了をもって退任したいという申し出がございましたので、今後は監査法人トーマツに当社の監査を担当していただくということになりました。

なお、新日本監査法人につきましては利益相反との関係があるということで他の監査法人にお願いしなければならない財務報告にかかる内部統制整備に関わる外部アドバイザーに就任していただく予定にしております。

#### **当社およびグループの役員異動について**

既に、社外取締役、あるいは傘下銀行のトップにつきましては、発表させていただいておりますので、りそな銀行だけ、見ていただきたいと思います。

これまで1副社長、1専務執行役体制でありましたが、この6月末からは、2副社長、2専務執行役体制で経営体制の強化を図ります。今まで地域サポート担当の岡村さんに営業全体、それから融資担当の常務執行役員であった石村さんに内部管理部門全体をみてもらうということでございます。

なお、常務執行役員の中村さんに取締役会のメンバーになっていただきまして、引き続き総合資金部をみていただくと同時に、ホールディングスの執行役として、コーポレートガバナンス、コーポレートコミュニケーション、いわゆる広報担当もやっていただくということに致します。

それから、りそな銀行で新任の執行役員が3名おります。不動産営業部長の中村さんは旧大和銀行出身の高校卒で、りそなグループで2人目の高卒役員に就任いたします。リスク統括部長の松井さんは、昭和58年入社で46歳でありますので、大手行では最年少に近い役員になるのではないかと思います。

以 上